

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年1月6日（平成29年（行個）諮問第2号）

答申日：平成29年2月16日（平成28年度（行個）答申第180号）

事件名：本人が特定日に行政相談をした事案についての行政相談週間用処理票の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

行政相談週間用処理票（以下「本件処理票」という。）に記録された審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成28年11月21日付け北海相第139号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由（別紙）のとおり。

（2）意見書

ア 諮問第50号の総務省理由説明書

なお、審査請求人は、行政相談委員に説明した書類のとおりに記載願いたいとしているが、当該書類は、「特定出版物特定号（特定月）」のみである。この書類にはこれまで審査請求人が関係機関に照会を行った際のやり取り等を審査請求人が整理したものや、出典不明の論文を転記したものが記載されているが、審査請求人が訂正すべきであるとした内容は記載されていない。

として、

行政相談週間処理票記載の

件名：公証役場で作成した公正証書遺言で銀行貸金庫の開扉ができるように

審査請求人 法務局に対する不満と要望 公正証書遺言があれば銀行の貸金庫の開扉をできるようにしてほしい

を否定した。

訂正すべきであるとした内容（要望書） 添付資料（特定出版物特定号）

特定公証人の言うとおりに、貸金庫が開扉できなかつたので → この公正証書には貸金庫の記載がないので開けることはできない。

（特定公証人）特定大学教授，元特定地方裁判所所長

原因究明と再発防止策を教えてほしい。二度と同じことが起きないようにしてほしい。 → 今後，公正証書遺言を作るときはどうしたらいいですか。

再度札幌法務局に質問 → 相続人の同意を要することなく預貯金の解約や貸金庫の開扉をすることができる 特定出版物特定号が正しいと指摘する 当局としてのコメントは差し控えさせていただきたいと存じます。（札幌法務局）

札幌法務局は回答する立場でないと主張し始めたので，特定行政相談委員に，再度札幌法務局への質問をお願いした。要望書（札幌法務局からのメール）及びその添付資料（特定出版物特定号）を渡した。（特定行政相談委員に確認済み）

イ 相談対応票記載（諮問第50号）の

件名：銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば，相続人全員の同意がなくても被相続人の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい。

銀行を監督する金融庁は，銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば，相続人全員の同意書がなくても銀行の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい。

が，北海道管区行政評価局特定職員がねつ造したものになる。

ウ 特定行政相談委員の証言

審査請求人から相談のあったとおりに行政相談週間処理票に記載した。

特定職員から，神戸地方裁判所の判例は特殊なものである。銀行名支店名貸金庫番号を記載して銀行に届け出ることにより遺言執行者は貸金庫を開けることができると聞いている。

北海道財務局に照会したことは聞いていない。札幌法務局からの回答と聞いている。

北海道管区行政評価局から諮問第50号の「相談対応票」の内容について確認を受けたことはない。

今回の諮問の「行政相談処理票」の内容に確認を受けた。

○ 総務省の理由説明書（諮問第50号）では，

「行政相談対応票」に銀行を監督する金融庁への要望と記載があ

ることを確認している。

特定行政相談委員に「銀行を監督する金融庁へ要望」していることを確認した。

「行政相談処理票」に金融庁に要望と記載があり→相談対応票でそのとおりに金融庁に要望したと委員の先生に虚偽の説明をした。

- 総務省の理由説明書（諮問第2号）では、

特定日Aに札幌法務局への不満と要望（審査請求人→特定行政相談委員）特定日B（特定行政相談委員→特定職員）、特定日Bに特定職員が内容を確認した（特定職員→審査請求人）、特定日Bに北海道財務局に照会、特定日Cに審査請求人に回答。

しかし、別紙（添付省略）のとおり「特定日Bに特定職員が審査請求人に電話をかけた事実はありません。」とあり、総務省の理由説明書が虚偽であることが分かる。また、特定日DにNTT回線の通話履歴の記録もないことが北海道管区行政評価局からメールで報告があった。

審査請求人が特定職員に金融庁に要望した書類の開示請求を事前相談したところ、記録はないと回答があった。総務省の理由説明書で、日時不詳、問合せの方法不明で、特定職員が審査請求人に内容を確認したと主張していることはおかしい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成28年10月28日付けで、処分庁に対して、法28条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報について、事実と相違すると判断できる具体的な根拠がないことから、訂正請求に理由があると認めることはできないとして、同年11月21日付けで、当該保有個人情報を訂正しない旨の原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同年12月1日付けで、総務大臣（諮問庁）に対し行われたものである。

2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、行政相談委員が、審査請求人から特定日A付けで受け付けた相談内容等を記載し、その処理を依頼するため北海道管区行政評価局に提出した行政相談週間用処理票（本件処理票）である。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、行政相談委員に対して相談対応票（特定受付番号。以下「相談対応票」という。）の記載のとおり説明したことから、審査請求

人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり本件処理票を訂正すべきとしている。

審査請求人の具体的な主張は、次のとおりである。

- (1) 「件名」の「公証役場で作成した公正証書遺言で銀行貸金庫の開扉ができるように」を「銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても被相続人の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい」に訂正せよ。
- (2) 「相談要旨」の「5」の「審査請求人 法務局に対する不満と要望」を「審査請求人 法務局に対する不満及び銀行を監督する金融庁に要望」に訂正せよ。
- (3) 「相談要旨」の「5の2）」の「公正証書遺言があれば銀行の貸金庫の開扉をできるようにして欲しい」を「銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても銀行の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい。」に訂正せよ。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

本件処理票について、処分庁をして、特定日Aに審査請求人から行政相談を受け付けた行政相談委員に照会し、審査請求人からの相談内容等を記載したものであることを確認した。

本件処理票は、当該行政相談委員が行政相談の処理を北海道管区行政評価局に依頼するため、簡潔に記載したものである。一方、相談対応票は、北海道管区行政評価局が当該行政相談委員から提出された本件処理票を基に審査請求人に相談内容を確認した結果を踏まえて作成したものであり、作成時点が異なることから、本件処理票の記載ぶりに違いがあったとしても、本件処理票を訂正する必要性は認められない。

なお、審査請求人からの行政相談の処理は、本件処理票ではなく、相談対応票をもって行われている。

(2) 結論

以上のとおり、審査請求人の訂正請求に理由があるとは認められず、不訂正とした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年1月30日 審議
- ④ 同年2月6日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し開示決定した、審査請求人が特定日に北海道管区行政評価局の行政相談委員に申出した行政相談の事案に係る行政相談週間用処理票（本件処理票）に記録された保有個人情報について、別紙に掲げる請求事項1ないし請求事項3の内容の訂正を求めらるるものであり、処分庁は、訂正請求に理由があるとは認められないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は訂正請求書のとおり訂正を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

イ 本件対象保有個人情報が記録された本件処理票は、審査請求人が北海道管区行政評価局の行政相談委員に対して行った行政相談に係る処理票であり、そのうち本件対象訂正部分は、本件処理票の①「件名」の部分（請求事項1）、②「相談要旨」の「5」の部分（請求事項2）及び③「相談要旨」の「5の2）」の部分（請求事項3）である。

ウ 当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報を確認したところ、上記イの①には、相談内容の概要を示す文言として「公証役場で作成した公正証書遺言で銀行貸金庫の開扉ができるように」と記載されており、また、上記イの②と③には、審査請求人が述べた内容として、それぞれ「審査請求人 法務局に対する不満と要望」、「公正証書遺言があれば銀行の貸金庫の開扉をできるようにして欲しい」と記載されていると認められることから、当該部分に記載された内容は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部

分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が「事実でない」（法27条1項）と判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

（1）諮問庁の説明

本件処理票について、処分庁をして、特定日Aに審査請求人から行政相談を受け付けた行政相談委員に照会し、審査請求人からの相談内容等を記載したものであることを確認した。

本件処理票は、当該行政相談委員が行政相談の処理を北海道管区行政評価局に依頼するため、簡潔に記載したものである。一方、相談対応票は、北海道管区行政評価局が当該行政相談委員から提出された本件処理票を基に審査請求人に相談内容を確認した結果を踏まえて作成したものであり、作成時点が異なることから、本件処理票の記載ぶりに違いがあったとしても、本件処理票を訂正する必要性は認められない。

（2）検討

ア 審査請求人は、本件対象訂正部分の訂正理由として、特定行政相談委員に対して、相談対応票の記載のとおり説明した旨主張する。

しかし、この点につき、諮問庁は、上記（1）のとおり、特定行政相談委員本人に、同人が審査請求人からの相談内容等を本件処理票に簡潔に記載したものであることを確認した旨説明するところ、審査請求人から、当該説明を覆すに足りる具体的な根拠等が示されているとは認められない。

さらに、本件処理票と相談対応票の記載内容に差異があることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、相談対応票は、北海道管区行政評価局において、本件処理票を基に審査請求人に相談内容を確認した結果を踏まえて作成したものであり、当該差異は、当該確認の結果改めて明確になった内容を踏まえて相談対応票を作成したことに伴い生じたものである旨説明する。

そこで、当審査会において、諮問書に添付された相談対応票を確認したところ、「調査結果」欄において「相談者に再度、申出内容を確認した結果」との記載があると認められることなどに照らしても、上記（1）の諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ その他、上記（１）の諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、請求事項１ないし請求事項３に係る本件対象訂正部分につき、法２９条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

ウ したがって、本件対象保有個人情報について、法２９条に基づく訂正義務があるとは認められない。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法２９条の訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

請求事項1 「件名」の部分

ア 趣旨

「公証役場で作成した公正証書遺言で銀行貸金庫の開扉ができるように」を「銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても被相続人の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい」に訂正せよ。

イ 理由

特定行政相談委員に対して、相談対応票の記載のとおり説明したため。

請求事項2 「相談要旨」の「5」の部分

ア 趣旨

「審査請求人 法務局に対する不満と要望」を「審査請求人 法務局に対する不満及び銀行を監督する金融庁に要望」に訂正せよ。

イ 理由

請求事項1のイと同じ。

請求事項3 「相談要旨」の「5の2）」の部分

ア 趣旨

「公正証書遺言があれば銀行の貸金庫の開扉をできるようにして欲しい」を「銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば、相続人全員の同意書がなくても銀行の貸金庫を開扉できるような制度を創設して欲しい。」に訂正せよ。

イ 理由

請求事項1のイと同じ。